

# 区民委員会議案説明資料

令和5年12月7日

件名	頁
1 第164号議案 足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例 . . . . .	2

(区民部)

# 第164号議案説明資料

令和5年12月7日

件名	足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例
所管部課名	区民部 国民健康保険課
内容	<p><b>1 産前産後期間相当分の国民健康保険料減額制度の創設について</b></p> <p>(1) 概要 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険料軽減措置が講じられることを踏まえ、足立区国民健康保険条例の一部を改正する。</p> <p>(2) 改正内容 ア 対象 出産する被保険者 イ 減免保険料 当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を減額する。</p> <p>(3) 減額期間 ア 出産の予定日（出産日）が属する月の前月から出産の予定日（出産日）が属する月の翌々月の計4カ月間 イ 多胎妊娠・出産の場合は、出産の予定日（出産日）が属する月の3カ月前から6カ月間</p> <p><b>2 地方税法の引用条項の変更に伴う関連条項の改正について</b></p> <p>(1) 概要 地方税法等の一部を改正する法律が公布され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険料の所得割の算定にあたり引用する地方税法の条項（附則第35条の2の6）に変更が生じることから、足立区国民健康保険条例の関係規定を改め、同法の改正に対応する。</p> <p>(2) 対象条項 第15条第1項及び第19条の2第1項第1号 ア 現行：同法附則第35条の2の6第<u>11</u>項又は第<u>15</u>項 改正案：同法附則第35条の2の6第<u>8</u>項又は第<u>11</u>項 イ 現行：同法附則第35条の2の6第<u>15</u>項 改正案：同法附則第35条の2の6第<u>11</u>項</p> <p><b>3 施行年月日</b> 令和6年1月1日</p>

#### 4 改正（制度）理由、根拠

- ① 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律
- ② 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
- ③ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令
- ④ 国民健康保険法施行令の一部改正
- ⑤ 国民健康保険法施行規則の一部改正
- ⑥ 地方税法の一部改正

**【別紙 1】産前産後期間相当分の国民健康保険料減額制度の創設について**

**1 制度の概要**

	内容	備考
対象	出産する（した）被保険者	区内対象者は年間 <b>500 人</b> を想定 (令和 4 年度の区内出産一時金支給対象者数 456 人)
減額保険料	産前産後期間相当分（ <b>4 カ月分</b> ）の均等割保険料と所得割保険料を公費により減額【図 1】	多胎妊娠・出産の場合は、 <b>6 カ月分</b> の均等割保険料と所得割保険料を公費により減額
公費負担割合	国 1/2、都 1/4、区 1/4	国・都負担見込み額 1,125 万円 <b>区負担見込み額 375 万円</b>
施行日	<b>令和 6 年 1 月 1 日</b>	<b>令和 5 年 11 月出産</b> から対象

- ※ 1 4 カ月分とは：出産月の 1 カ月前からの 4 カ月間のこと。
- ※ 2 6 カ月分とは：出産月の 3 カ月前からの 6 カ月間のこと。
- ※ 3 出産には、死産・流産（人工中絶を含む）・早産の場合を含む。

図 1 【保険料減額のイメージ】

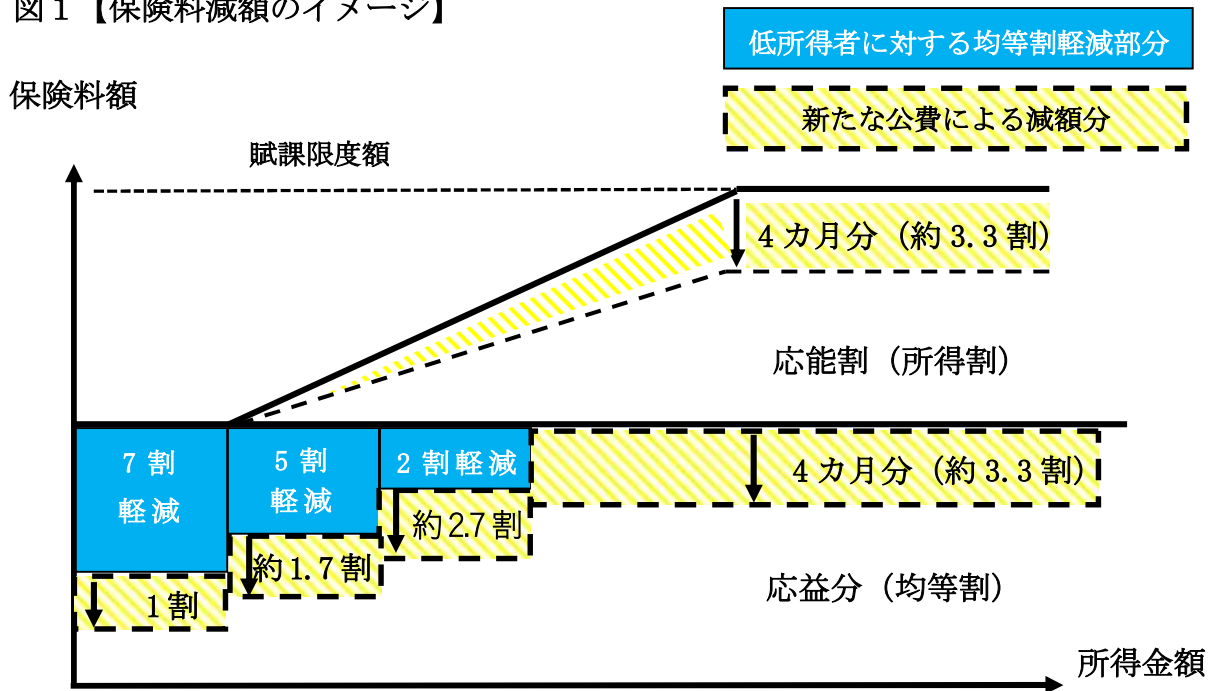


図1の補足

世帯	応益分（均等割）	応能分（所得割）
7割軽減世帯	軽減後の年間保険料から、さらに <u>1割分</u> を減額	— (当初から賦課されないため)
5割軽減世帯	軽減後の年間保険料から、さらに <u>約1.7割分</u> を減額	年間保険料から、 <u>約3.3割分</u> を減額
2割軽減世帯	軽減後の年間保険料から、さらに <u>約2.7割分</u> を減額	
軽減なし世帯	年間保険料から、 <u>約3.3割分</u> を減額	

(減額対象は、世帯のうち出産する被保険者分のみ)

## 2 出産月別の減額対象

(1) 令和5年11月出産（1カ月分相当額を減額）

10月	11月 <b>出産</b>	12月	1月
対象外	対象外	対象外	対象

(2) 令和5年12月出産（2カ月分相当額を減額）

11月	12月 <b>出産</b>	1月	2月
対象外	対象外	対象	対象

(3) 令和6年1月出産（3カ月分相当額を減額）

12月	1月 <b>出産</b>	2月	3月
対象外	対象	対象	対象

(4) 令和6年2月以降出産（4カ月分相当額を減額）

1月	2月 <b>出産</b>	3月	4月
対象	対象	対象	対象

※4 令和6年1月以降が減額の対象

※5 年間保険料の1/12を1カ月分相当額として算定

※6 多胎妊娠・出産の場合は、出産月の3カ月前から6カ月間が減額対象

## 3 今後のスケジュール

時期	内容
令和5年10月24日	足立区国民健康保険運営協議会にて審議
令和5年12月	区議会令和5年第4回定例会にて足立区国民健康保険条例一部改正の議案提出
令和6年 1月 4日	申請受付開始

## 【別紙2】 地方税法の引用条項の変更に伴う関連条項の改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が公布され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険料の所得割の算定にあたり引用する地方税法の条項（附則第35条の2の6）に変更が生じることから、足立区国民健康保険条例の関係規定を改め、同法の改正に対応する。

### 1 対象条項

- (1) 足立区国民健康保険条例第15条第1項  
（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）
- (2) 足立区国民健康保険条例第19条の2第1項第1号  
（低所得者の保険料の減額）

### 2 改正内容

対象条項の文中で引用する地方税法附則第35条の2の6の各号を次のとおり改める。

改正前	改正後
同法附則第35条の2の6第 <u>11</u> 項 又は第 <u>15</u> 項	同法附則第35条の2の6第 <u>8</u> 項 又は第 <u>11</u> 項
同法附則第35条の2の6第 <u>15</u> 項	同法附則第35条の2の6第 <u>11</u> 項

### 3 施行日

令和6年1月1日

## 足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">○足立区国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年11月20日条例第11号</p> <p>足立区国民健康保険条例を公布する。</p> <p style="text-align: center;">足立区国民健康保険条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 足立区国民健康保険運営協議会（第2条—第3条）</p> <p>第3章 被保険者（第4条—第4条の3）</p> <p>第4章 保険給付（第5条—第12条）</p> <p>第5章 保健事業（第13条）</p> <p>第6章 保険料（第14条—<u>第24条の4</u>）</p> <p>第7章 雑則（第25条・第26条）</p> <p>第8章 罰則（第27条—第29条）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第14条の2まで （省略）</p> <p style="text-align: center;">（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の2 <u>及び第19条の4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>	<p style="text-align: center;">○足立区国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年11月20日条例第11号</p> <p>足立区国民健康保険条例を公布する。</p> <p style="text-align: center;">足立区国民健康保険条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 足立区国民健康保険運営協議会（第2条—第3条）</p> <p>第3章 被保険者（第4条—第4条の3）</p> <p>第4章 保険給付（第5条—第12条）</p> <p>第5章 保健事業（第13条）</p> <p>第6章 保険料（第14条—<u>第24条の5</u>）</p> <p>第7章 雑則（第25条・第26条）</p> <p>第8章 罰則（第27条—第29条）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第14条の2まで （省略）</p> <p style="text-align: center;">（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の2、<u>第19条の4及び第19条の5</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>

改正前	改正後
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (省略)</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項<b>及び第72条の3の2第1項</b>の規定による繰入金<b>及び</b>国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p>	<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (省略)</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<b>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</b>の規定による繰入金<b>並びに</b>国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p>
<p>第14条の4 (省略)</p>	<p>第14条の4 (省略)</p>
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<b>同法附則第35条の2の6第11項又は第15項</b>の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<b>同法附則第35条の2の6第8項又は第11項</b>の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額か</p>



改正前	改正後
<p>から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第15条の2から第15条の7まで (省略)</p>	<p>ら控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第15条の2から第15条の7まで (省略)</p>

改正前	改正後
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2 <b>及び第19条の4</b>において同じ。）は、65万円を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2 <b>及び第19条の4</b>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項 <b>及び第72条の3の2第1項</b>の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>第15条の10から第15条の15まで (省略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2、<b>第19条の4及び第19条の5</b>において同じ。）は、65万円を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2、<b>第19条の4及び第19条の5</b>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<b>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</b>の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>第15条の10から第15条の15まで (省略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との</p>

改正前	改正後
<p>合算額をいう。第19条、第19条の2 <u>及び第19条の4</u>において同じ。)は、22万円を超えることができない。</p>	<p>合算額をいう。第19条、第19条の2、<u>第19条の4及び第19条の5</u>において同じ。)は、22万円を超えることができない。</p>
<p>(介護納付金賦課総額)</p>	<p>(介護納付金賦課総額)</p>
<p>第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額 (<u>第19条の2</u>の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>	<p>第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額 (<u>第19条の2及び第19条の5</u>の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (省略)</p>
<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>
<p>ア (省略)</p>	<p>ア (省略)</p>
<p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた<u>法第72条の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p>	<p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた<u>法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p>
<p>(介護納付金賦課額)</p>	<p>(介護納付金賦課額)</p>
<p>第16条の2 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</p>	<p>第16条の2 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</p>
<p>第16条の3から第16条の4まで (省略)</p>	<p>第16条の3から第16条の4まで (省略)</p>
<p>(介護納付金賦課限度額)</p>	<p>(介護納付金賦課限度額)</p>
<p>第16条の5 第16条の2の賦課額は、17万円を超えることができない。</p>	<p>第16条の5 第16条の2の賦課額は、17万円を超えることができない。</p>
<p>第17条から第18条の3まで (省略)</p>	<p>第17条から第18条の3まで (省略)</p>

改正前	改正後
<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は、被保険者数の異動等があつた場合)</p>	<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は、被保険者数の異動等があつた場合)</p>
<p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額、<u>第16条の2の額又は次条各号に定める額若しくは第19条の4各号に定める額</u>の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p>	<p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額<u>若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号に定める額若しくは第19条の5第1項各号に定める額</u>の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p>
<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額、<u>第16条の2の額又は次条各号に定める額若しくは第19条の4各号に定める額</u>の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p>	<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額<u>若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号に定める額若しくは第19条の5第1項各号に定める額</u>の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p>
<p>(低所得者の保険料の減額)</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p>
<p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、</p>	<p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、</p>

改正前	改正後
<p>65万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第11項又は第15項</u>の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第15項</u>又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合</p>	<p>65万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第8項又は第11項</u>の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第11項</u>又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合</p>

改正前	改正後
<p>には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア～ウ (省略)  (2)・(3) (省略)</p>	<p>には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア～ウ (省略)  (2)・(3) (省略)</p>

改正前	改正後
<p>第19条の3～第19条の4まで (省略)</p>	<p>第19条の3から第19条の4まで (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(出産被保険者の保険料の減額)</u></p> <p><u>第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16及び第16条の5に定める額を超える場合には、当該額）とする。</u></p> <p><u>(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の5第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後</u></p>

改正前	改正後
<p>第20条から第24条の4まで (省略)</p>	<p><u>期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。)に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>2 前項に規定する保険料額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>第20条から第24条の4まで (省略)</p> <p><u>(出産被保険者に関する届出)</u></p> <p><u>第24条の5 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(3) 出産の予定日</u></p>



改正前	改正後
<p>第25条から第29条まで (省略)</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第10条まで (省略)</p>	<p><u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、区長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p> <p>第25条から第29条まで (省略)</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第10条まで (省略)</p>
	<p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第14条の3、第15条の8、第15条の9、第15条の16、第16条、第19条、第19条の5及び第24条の5の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>